

岡山県発達障害者支援センター運営事業実施要領

1 事業の再委託の経費について

発達障害者支援センター（以下「センター」という。）の行う事業の委託を受けた社会福祉法人等は、その行う事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができるが、その場合、再委託に要する経費は、センターの行う事業の委託を受けた社会福祉法人等において取りまとめること。

2 センターを附置する施設の選定について

センターを附置する施設の場合は、岡山県発達障害者支援センター運営事業実施要綱（以下「要綱」という。）の4により障害児入所施設等の中から実施主体である岡山県（以下「県」という。）が選定することとなるが、要綱の3の「その他県が適当と認める施設」とは、当該施設が通所施設である場合であって、他の入所施設の一時保護等の施設機能を活用することにより、夜間及び緊急時への対応が可能となり、当該通所施設が発達障害に関して知見を有する施設である場合をいうものであること。

3 事業を実施する上での留意点等について

センターが、発達障害児（者）及びその家族、関係施設及び関係機関の職員等（以下「発達障害児（者）やその家族等」という。）を支援するために、各事業を実施する上での留意点は下記（1）から（4）までのとおりとすること。

また、下記（1）から（3）までの事業を実施するに当たっては、必要に応じて、児童相談所、知的障害者更生相談所、県民局、福祉事務所、障害児等療育支援事業実施施設、保健所（市町村保健センターを含む。以下同じ。）、児童発達支援センター、障害児入所施設、こども家庭センター、精神保健福祉センター、医療機関、教育委員会、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、公共職業安定所、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を密にし、支援内容に関する情報共有等を行うこと。

その上で、センターは、発達障害児（者）やその家族等の身近な地域における関係機関による継続的な支援に結びつけることを目標とするものとし、地域の関係機関の職員だけでは対応が困難な事例について、必要なアドバイスを行うなど、発達障害に関する知見を活用した専門的な支援を行うものとする。

なお、センターは、全年齢の発達障害児（者）に対して（1）から（4）までの事業の全てを実施することを原則とするものとする。その上で、地域の実情に合わせて複数のセンターや身近な地域の関係機関とも役割を分担して実施する場合は、定期的な情報交換を行う等連携を確保することとする。

（1）発達障害児（者）やその家族等に対する相談支援

① 実施方法の周知

来所及び電話による相談等の実施日、実施時間、実施場所並びに相談方法等について、あらかじめ広報等により周知を図ること。

② 相談支援の実施方法

相談支援では、発達障害児（者）やその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は

助言をするとともに情報提供を行なう。その際には個々の発達障害児（者）の特性に応じた情報の整理や伝え方を工夫することで自己決定ができるように支援するものとする。

③ 発達障害児（者）やその家族等への配慮

夜間及び休日に実施すること並びに利用しやすい場所にある公民館等を活用すること等、発達障害児（者）及びその家族等の利便性に配慮すること。

また、相談支援の実施に当たっては、個人の秘密の保持や、本人や家族に内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。

④ ニーズの把握

地域における発達障害児（者）の実態及びニーズの把握に努めること。

また、相談を希望する発達障害児（者）及びその家族に対し、必要に応じて家庭訪問を行う等により、家族構成、家庭環境等の基礎的な事項の把握に努めるとともに、これらの者のニーズの明確化を図ること。

⑤ 緊急時の連絡体制の整備

夜間等における相談及び緊急時に適切に対応するため、センターを附置した障害児入所施設等との連携を密にし、相談等に迅速に対応できるよう連絡体制の整備に努めること。

また、施設に附置されたセンターではない場合は、地域の障害児入所施設等の事業所と連携して、同様の連絡体制を整備するものとする。

⑥ 相談内容の記録

地域の関係機関と緊密な連携による計画的な相談支援を行うため、相談支援の内容を具体的に記録し、適切な管理の方法により保管すること。

(2) 発達障害児（者）やその家族等に対する発達支援

① 支援内容等の周知

発達支援を受けるための手続き及びその内容について、あらかじめ広報等により周知を図ること。

② 実施方法

発達支援を実施する際には、その支援の計画を作成し、当該計画に基づき行うこととし、その実施に当たっては、発達障害児（者）やその家族等に内容を十分説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮するものとする。

また、支援の計画は、適宜その評価を行い、必要に応じ計画の修正・見直しを行うこと。これら発達支援の計画、実施、評価については、適時、発達障害児（者）やその家族等に報告し、発達障害児（者）やその家族等のニーズを捉えた適正な支援を行うこと。

さらに、発達障害児（者）の身近な地域の関係機関による継続的な支援に結びつけられるよう、地域との連携に努めるものとする。

③ 実施内容の記録

地域の関係機関と緊密に連携し、計画的な発達支援を行うため、発達支援の内容を具体的に記録し、適切な管理の方法により保管すること。

(3) 発達障害児（者）に対する就労支援

① 支援内容等の周知

就労支援を受けるための手続き及びその内容について、あらかじめ広報等により周知を図ること。

② 実施方法

ア) 就労支援は、発達障害児（者）に対して、就労に関わる評価、発達障害の特性に係る自己理解の支援、制度や事業所の説明、就労後の支援及び職業生活上の一般的なルールの理解等の支援を行うこととし、その実施に当たっては、本人に内容を十分説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮するものとする。

イ) 企業等を継続的に訪問し、発達障害についての情報を提供するなど、発達障害に関する理解の促進を図ることにより、就労の場の拡大や受け入れの体制の充実に努めるものとする。

(4) 関係施設及び関係機関等に対する研修及び普及啓発

① 児童発達支援センター等の関係施設等の職員の研修

発達障害児（者）やその家族等に対する支援の取組を積極的に進めるため、児童相談所、知的障害者更生相談所、県民局、福祉事務所、保健所及び児童発達支援センター等の職員の育成や学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び医療機関等の関係機関の職員並びに県及び市町村の障害福祉を担当する職員等を対象に研修を実施すること。

研修内容は、以下の例を参考として、発達障害に関する基礎知識・技術を習得することを目的とした研修とすること。

ア) 発達障害の定義及び特性

イ) 発達障害児（者）の早期発見と早期支援

ウ) 発達障害児（者）への発達支援

エ) 関係施設・関係機関の連携（支援内容に関する情報共有の具体的な手法等を含む。）

オ) 発達障害児（者）の家族に対する支援

カ) 対応困難な事例に対する支援

キ) 具体的な事例検討

② 発達障害児（者）に係る教育関係者及びセンター職員等の合同研修

研修は、発達障害児（者）が現に通学する特別支援学校及び小・中学校等の教職員とセンターの職員が参加する合同研修会とすること。また、必要に応じ、児童相談所等の福祉関係機関及び教育委員会等の教育関係機関の職員を対象とすること。

③ 警察等関係機関との連携について

警察、裁判所、矯正施設等に関する業務に従事する者（以下「警察等関係機関」という。）より、発達障害の特性に関する理解を深め、専門性を高めるための研修会の講師について依頼があった場合には協力に努めること。

また、研修会等の機会を通じて警察等関係機関との連携構築に努めること。

④ 機関コンサルテーションの実施について

発達障害児（者）やその家族等に対する支援の取組を積極的に進めるために、関係施設、関係機関等からの依頼があった場合、訪問して具体的な助言等や、技術的な

支援を共に検討する機関コンサルテーションを実施すること。

また、機関コンサルテーションを実施する際に、地域で集中的支援の支援体制整備の構築を行おうしていた場合、協力に努めること。

4 職員の配置等について

要綱の7にいう「管理責任者」は、センターの運営に必要な知識及び経験を有する者でなければならない。ただし、運営上支障がない場合は、他の施設等の職務に従事することができるものとする。

センター職員の知識及び経験については、発達障害児（者）への支援に関する新たな知見が年々蓄積されていることから、関係機関の開催する研修に参加し、研修成果のセンター内における共有を図ることとする。また、県においては、センター職員の研修への参加について適切に支援を行うものとする。

5 関係施設及び関係機関との連携

(1) 要綱の10にいう「連絡協議会」においては、地域の発達障害児（者）の状況に関する情報を共有し、発達障害児（者）への総合的なサービス提供、緊急時等における迅速かつ的確な対応等の必要な支援に関する検討を行うこと。検討内容は、次の事項を参考とすること。

- ① 地域の発達障害児（者）等の実態
- ② 各関係施設及び関係機関の役割
- ③ 適切な支援の在り方
- ④ 関係施設及び関係機関の効果的な連携の在り方
- ⑤ 具体的な事例検討
- ⑥ その他必要な事項

(2) 県は、センターが関係施設・関係機関等との連絡体制の確保や助言・協力の依頼を行う上で、所管部局間の調整に適切に配慮すること。また、上記の連絡協議会の開催に加えて、センターが障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条に定める協議会等に出席できるよう必要な調整を行うこと。

(3) センターは、県のセンター内に配置していない発達障害者地域支援マネージャーとの連携体制を確保し、定期的な会議を開催するなど、事業運営の状況を相互に共有するよう努めることとする。

6 実施状況の把握及び評価

(1) 県は、センターとの日常的な連携体制を確保するとともに、少なくとも年に1回はセンターから実施状況等について報告を聴取するなど、その実施状況の把握に努めること。また、センター業務の内容について定期的な評価を行い、必要に応じて改善を促すなど、センター業務の適切な運営の確保に努めること。

(2) 改善に応じない場合には、県は、必要な手順を踏んだ上で、指定の取消しを含めた措置を講ずること。

(3) センターは、本事業の毎年度の実施状況等について、別に定める様式により、別途指定した日までに、県知事あて報告すること。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。